

学校法人 本山学園 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人本山学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山県岡山市北区大供三丁目2番18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| (1) 岡山医療専門職大学 | 健康科学部 理学療法学科
作業療法学科 |
| (2) 西日本調理製菓専門学校 | 調理製菓専門課程 |
| (3) インターナショナル岡山歯科衛生専門学校 | 歯科医療専門課程 |

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 書籍・文房具小売業
- (2) 各種食料品小売業
- (3) 金物・荒物小売業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち1人を副理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 岡山医療専門職大学学長

(2) 学園に設置する専門学校の学校長のうちから選任した者 1人

(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人

(4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人

2 前号第1号、第2号及び第3号の理事は、学長、学校長又は評議員の職を退いたときには、理事の職を失うものとする。

3 理事の定年は満75歳とし、その任期中に定年に達したときは、当該年度末をもって退任するものとする。ただし、理事長及び学長・学校長在任中の理事は定年制の例外とすることができる。

(監事の職務)

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長、学校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者等の制限)

第9条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊な関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事若しくはその親族その他特殊な関係がある者又は職員(学長、学校長及び教員を含む。以下同じ。)が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

(役員の任期)

第10条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任す

ることができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。
- (4) 定年。
- (5) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬等)

第13条 役員は、その地位に就任していることをもって報酬を受けてはならない。

2 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 非常勤役員に対しては、規定の報酬日額を支給する。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、学園教学の長として、学園全般の教育を統理する。ただし、特に必要とする場合は、第5章の規定に基づき、別に学園長を選任することができる。

(副理事長の職務)

第15条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人及び学園の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。副理事長にも事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第18条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、

監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 19 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 13 項の規定に

よる除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 1 1 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 1 2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 1 3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第21条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事会が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 第21条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

(7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) 収益事業に関する重要事項

(10) 寄附金品の募集に関する事項

(11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者

3人

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 5人

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人

2 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊な関係にある者の数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の教職員の地位を退いたときは評議員の職も失うものとする。

(評議員の制限)

第27条 第7条第3項及び第9条第1項は、評議員について準用する。

(任期)

第28条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第29条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 定年。

3 理事長が、本学園の諸般について精通し、かつ、評議員として適当と考える者については、定年制の例外とすることができる。

第5章 学 園 長

(学園長)

第30条 この法人に学園長1人を置くことができる。

2 学園長は、この寄附行為第3条の目的に従い、学園全般の教育及び運営を総覧し、理事長に助言を行う。

3 学園長は、この寄附行為第3条の趣旨を貫徹するのに適当な者でなければならない。

4 学園長は、理事会において理事総数の過半数の議決を得て選任し、その任期は4年とす

る。

- 5 学園長は、再任されることができる。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第31条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の主要事項について、理事会の諮問に応じる。
- 4 参与は、この法人に対して特に貢献のある者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 5 参与は、この法人の運営に協力する。

第7章 資産及び会計

(資産)

第32条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第35条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第36条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入試選考料収入、その他の運用財

産をもって支弁する。

(会計)

第37条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第38条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は5年以上9年以内の期間で理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第39条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の過半数の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第40条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備え付け及び閲覧)

第41条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事業所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準（資産総額の変更登記）

第43条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第44条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 解 散 及 び 合 併

（解散）

第45条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項の第1号の掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第46条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した国、地方公共団体、学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第47条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄 附 行 為 の 変 更

(寄附行為の変更)

第48条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、この寄附行為の変更に関する重要な事項については、評議員会の承認を要するものとする。

2 私立学校法施行規則に定める寄附行為変更に係る届出事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、この寄附行為の変更に関する重要な事項については、評議員会の承認を要するものとする。

第10章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第49条 この法人は、第41条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、学校法人本山学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第51条 この寄附行為の施行についての細則その他、法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除及び責任限定契約)

第52条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

2 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附則

この寄附行為の変更は、岡山県知事の認可の日(平成26年4月1日)から施行する。

この寄附行為の変更は、岡山県知事の認可の日（令和元年１０月１０日）から施行する。

この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理事長 室山 義正

理 事 本山 康代

理 事 浅利 正二

理 事 早野 充

理 事 窪山 泉

理 事 山口 輝見子

監 事 石田 正美

監 事 目黒 宏平

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年１１月１１日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年１２月２４日）から施行する。

令和２年３月１６日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和２年４月１日から施行する。

令和５年３月２３日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和５年４月１日から施行する。